

令和 2 年
第 5 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 5 月 29 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 17 人）

会長	1 番	寶代 行廣		
会長職務代理	2 番	今市 範男		
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋
	5 番	宮原 耕一		
	6 番	東 鈴子	8 番	君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男
	11 番	菊永 多佳子		
	12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子
	14 番	松永 正美		
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美
	17 番	梶山 俊孝		
	18 番	朽木 いさ子		

4. 欠席委員（3 人） 7 番 田中 司, 19 番 大隣 初美, 20 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 33 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 34 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 35 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 37 号 非農地証明願いについて
- 日程第 10 議案第 38 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令

和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について

- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介，松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘，中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後２時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。田中委員，大隣委員，月野委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17 名で，会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 5 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の 92 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので，これより本日の会議を開きます。会議に先立

ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、18番 栢木 委員，2番 今市 委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日5月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

4号をお開きください。

農地法第18条第6項の規定による通知事案ですが、3件の合意解約がなされました。賃貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの3件です。地目の内訳は田1筆、畑2筆の4,608㎡で、3地域それぞれ1件ずつです。

続きまして5号からになります。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が34件ございました。賃貸人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの24件、借人主導によるもの10件となっております。地目の内訳は田9筆 5,149㎡、畑52筆 70,217㎡の合計61筆 75,366㎡で、地域別では潁娃5件、知覧14件、川辺15件です。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は12 頁から16 頁で、今回は、新規認定1 件、再認定9 件であります。一覧表は13 頁、新規認定個別表は、14 頁になります。

整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまでブロイラー45 万羽、原料用甘しょ 190 a の経営を行ってきましたが、今後は、ブロイラー60 万羽、原料用甘しょ 250 a まで規模拡大し、経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の斡旋や各種研修会への参加により、複式簿記と簡易経営分析を習得するとともに法人化を目指し、併せて制度資金を活用し施設等の整備を行う考えです。

なお、再認定9 件の個別表は、資料の15 頁になりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第33 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず、梶山委員お願いします。

梶山委員 審議番号1 番です。

申請人は、鰺ヶ崎町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、鰺ヶ崎町〇〇〇〇番、畑 952 m²で、〇〇自治会の北側に位置します。

申請人は、運営する福祉施設の利用者が増えたことに伴い、歩行訓練、避難場所及び地域住民等との交流の場として申請地に現在の運動場を拡張しようとするもので、農用地区域から除外するものです。

土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に、宮原俊郎委員をお願いします。

宮原俊郎
委員

審議番号2番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，山林1,005 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、運営する保育所が利用希望定員に対し児童福祉法による最低基準面積が不足していることから、申請地に保育所を建築しようとするもので、農用地区域から除外するものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

農業振興整備計画の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっておりますが、現地調査委員報告のとおりでございます。

なお、審議番号1番の〇〇〇〇につきましては、同時に5条申請がなされております。

補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 33 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 33 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 34 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請について説明いたします。

27, 28 号になります。今回の申請は所有権移転 9 件です。譲渡人は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん 他の申請です。

内訳は、田 6 筆 4,235 m²、畑 10 筆 10,451 m²の合計 16 筆 14,686 m²で、理由につきましては、規模拡大 4 件、相手方の要望 4 件、兄より受贈 1 件となっています。

取引価格につきましては、10a あたり 10 万円から 80 万円で売買される予定です。

地域別では、顚娃 3 件、知覧 4 件、川辺 2 件でございます。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、29～34 号の調査書、営農計画書のとおりでございます。

以上の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 34 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 35 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって所有権移転 3 件について現地調査員から御報告をお願いします。まず梶山委員をお願いします。

梶山委員 審議番号 1 番です。

譲受人は、先ほどの農振除外と同じく 穎娃町〇〇の〇〇〇〇で、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由は、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

なお、隣接地の同意書をもらうよう指導をしております。

審議番号 2 番です。

譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇、畑 467 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

代替地を検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に、徳永委員をお願いします。

徳永委員 審議番号 3 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑 358 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

5条申請所有権移転3件につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用につきましては、申請時の添付書類で確認できていますので適当であると判断されます。

審議番号1番です。

立地基準につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、農振除外後は第1種農地と判断されますが、転用目的の施設が社会福祉事業の用に供する施設であることから第1種農地の不許可の例外である『収用法対象事業』と判断されます。

審議番号2番です。

立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』と判断されます。代替地の検討をしましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号3番です。

立地基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』と判断されます。

3件ともに関係行政庁の許認可等については、必要ありません。

審議番号1番につきましては第1種農地のため、農振除外見込み後に県常設審議委員会への意見聴取となります。

以上で、補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第35号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

御異議なしと認めます。

よって議案第 35 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長

次に、日程第 8 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

まず、48、49 頁の「所有権移転」です。

譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の 有限会社 〇〇〇〇 他 5 件になります。

内訳は、畑 21 筆の 15,541 ㎡です。

理由につきましては、規模拡大が 5 件、知人より受贈が 1 件となっております。取引価格につきましては、10a あたり 46 万円から 53 万円で売買される予定です。

地域別では、颯娃 4 件、川辺 2 件でございます。

続きまして 51 頁からの「賃貸借権の設定」です。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町 〇〇の〇〇〇〇さん ほか 87 件になります。

設定面積は、田 27 筆 26,761 ㎡、畑 139 筆 159,953 ㎡の合計 166 筆 186,714 ㎡になります。地域別では、颯娃 25 件、知覧 26 件、川辺 37 件となっております。

続きまして 68 頁からの「使用貸借権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん 他 17 件になります。

設定面積は、田 10 筆 7,529 ㎡、畑 48 筆 60,620 ㎡の合計 58 筆 68,149 ㎡になります。地域別では、颯娃 1 件、知覧 4 件、川辺 13 件となっております。

以上、全ての案件について確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていました。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 80 番については〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内，所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 80 番を除く案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について，申請どおり適当意見とすることに，御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって，議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内，所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 80 番を除く案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について，申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き，議案第 36 号のうち，議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは，〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員 退室)

議長 これより，質疑を行います。質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する，賃貸借利用権設定の番号 80 番については，申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって，議案第 36 号のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

(〇〇委員 入室)

議 長 〇〇委員に報告いたします。議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 37 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。永山委員お願いします。

永山委員 審議番号 1 番です。
申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、頴娃町〇〇〇〇番〇，畑 876 ㎡で，〇〇自治会の西側に位置します。
山林となって 35 年以上が経過し，伐採期を迎える杉が植林されています。現地の状況からして，今後も耕作の見込みはなく，復元して農地として利用することは困難であると判断しました。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
75 ㌔からになります。
審議番号 1 番につきましては，非農地に係る取扱基準の非農地の基準，第 5 条第 2 項(イ)の植林後，20 年を経過したものの規定に基づき断したところでありまして，現地調査委員から報告があったとおりでございます。
以上で，説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問，御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第 37 号 非農地証明願いについては，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長

次に、日程第 10 議案第 38 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認についてを議題に供します。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長

資料は、80 頁からになります。

農業委員会の活動点検・評価につきましては、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況 その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することになっており、令和元年度の評価と令和２年度の活動計画につきまして、御承認を頂きたいものであります。

はじめに、81 頁からの令和元年度の点検・評価については、「農業委員会の状況」、「担い手への農地への利用集積・集約化」、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置に関する評価」、「違反転用への適正な対応」の 5 項目からなっています。

これらについては、平成 29 年 8 月、新体制に移行してから、遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など、目標に向かって委員の皆様積極的に活動頂いております。評価につきましては、目標を達成していない項目もございますが、少しでも目標に近づけるよう引き続き粘り強く活動を展開することが重要であります。

86 頁からは、「事務に関する点検」など、3 項目でありますのでお目通しをお願いいたします。

89 ページから、令和２年度活動計画であります。先ほど同様、5 項目となっておりますが、元年度実績の 3 月 31 日現在と令和２年度計画の 4 月 1 日現在となっている箇所は、同じ数値が入っておりますので、御了承をお願いします。

なお、今後についてですが、本日、御承認を頂きましたら、市のホームページで公表することになります。

また、県を通じて国に報告することになりますが、内容について県から修正依頼があった場合は、修正後のものを、元年度評価と２年度活動計画として公表させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 38 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 38 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農地係長 6 月からの転用調査の開始時間を 8 時 30 分からにしたいのですが、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって 6 月からは 8 時 30 分開始といたします。

事務局長 （今後の日程について連絡する。）

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年第5回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後2時50分